

「R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見および回答

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
1	実施要項 入札実施要項(案) 1.1.2 開園期間及び時間 P5 表2 開園期間及び時間別紙5 共通仕様書 第12条 開園日時等 開園期間及び時間 P別紙24	①御幸橋野草地区が追加され、開園時間が「3月1日～5月31日、9月1日～11月30日、12月1日～2月28日は9:00～17:00、6月1日～8月31日は9:00～19:00」と記載されています。背割堤地区の開園時間は6月1日～8月31日は9:00～17:00となっていることから背割堤地区と同一時間帯の管理とすべきと考えます。 ②御幸橋野草地区に管理人および管理所が明記されていませんが、どのように管理運営を行うのかご教示ください。	①ご意見を踏まえ、御幸橋野草地区の開園時間は以下のとおり、実施要項ならびに共通仕様書を修正いたします。 御幸橋野草地区開園時間：(6月1日～8月31日) 9:00～17:00 ②御幸橋野草地区には管理所を設置せず、背割堤管理所管理員ならびに、必要に応じてさくらであい館スタッフの人員にて、区域巡視業務を想定しています。
2	実施要項 入札実施要項(案) ○ P11(3) 収益施設運営業務及び自主事業の施設使用料等 ○ P17(3) 収益施設運営実績書及び計画書 ○ P20(2) 収益施設等設置管理運営業務 ○ P38 4.2.4 収益施設運営計画書・「自主事業施設運営計画書」 ○ P41 表9 標準評価項目及び得点配分 10) 自主事業に関する提案	上記の各ページに、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するもの」とありますが、記載中の「収益の一部」を「利益の一部」としていただきたい。	ご意見を踏まえ、各該当箇所について「収益の一部」を「利益の一部」へ修正します。
3	実施要項 入札実施要項(案)p11 1.2.5.収益施設等設置管理運営業務P11 (3) 収益施設運営業務及び自主事業の施設使用料等 1)施設使用料及び収益等 入札実施要項(案)p41 5.1.3.加算点項目 表9: 標準評価項目及び得点配分 10) 自主事業に関する提案	実施要項(案)1.2.5.収益施設等設置管理運営業務(①)では、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」とされ、実施要項(案)10) 自主事業の提案(②)では、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」とされています。 ①の記載内容から②の下線部は、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。	ご意見を踏まえ、5.1.3加算点項目、表9 10) 自主事業の提案の評価項目を「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」に修正します。
4	実施要項 入札実施要項(案) P21 1.3. 6費用負担等に関するその他の留意事項	「(3)法令等変更による増額費用及び損害の負担」において、「①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃、②消費税その他の税制度(中略)の新設」以外には増額及び損額については事業者が負担と記されています。複数年契約の本業務は、年毎に物価高騰の影響を受けることが予想されます。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」によれば、適正な労務単価による積算が必要とされており、また、法律で定められた最低賃金の増額も近年著しい状況です。これらの変動する基準も適正に委託費に反映されるべきと考えます。 契約年度の労務単価等で4年間分積算されているため、執行段階で毎年の物価上昇や労務単価上昇分等が計上されていません。「スライド条項」を準用し、適正な契約変更ができるようにしていただきたい。	物価変動への対応については、実施要項(案)P22の表6中「物価変動」の項に基づき対応することとしています。
5	別紙 別紙5 共通仕様書 第12条 開園日時等 開園期間及び時間 P別紙25	「背割堤地区は令和6年以降、段階的に平日の運営日を減じ、令和9年度には土日祝祭日からの運営に移行する予定である。」と記載されていますが、「段階的に平日の運営日を減じ」る具体的な手順を明示していただきたい。平日に適切な運営が困難となる場合には閉園も考えられます。	ご意見参考にさせていただきます。 背割堤管理所の運営日の段階的見直しについては、以下を想定しています。 ①令和6年度: 年間で平日の25%程度を運休 ②令和7年度: 年間で平日の50%程度を運休 ③令和8年度: 年間で平日の75%程度を運休 ④令和9年度: 年間を通じて平日を運休 なお、背割堤管理所を運休とする曜日、期間については、前年度の運営実態を踏まえつつ、年度当初に事前協議をもって決定する予定です。この際、頂いたご意見のとおり、繁忙期の運休の取扱い等については柔軟かつ慎重に判断するものとします。
6	別紙 共通仕様書(案)P別紙35 第20条 委託費の支払い(積算体系)	植物管理業務および施設・設備維持管理業務、企画運営業務(園内巡視等)において、共通仮設費や現場管理費などの間接経費を計上していただきたい。または、業務費積算において、間接経費を含めた単価での積算をお願いいたします。	ご意見参考にさせていただきます。
7	別紙 収益施設等管理運営規定書(案)P別紙111 第13条 提供品目及び利用料金 個別仕様書 第1章 運動施設 P別紙136 6条 利用料金	P別紙136に示された現行の運動施設の利用料金表は、ここ20年以上、利用料金に変更されていません。現行の人員費や物価の上昇を考慮し利用料金値上げ等の対応が必要ではないでしょうか。また、今後、事前の協議により、運動施設利用料を曜日や季節等による料金変更や全体的な料金見直しを事業者の裁量としていただくことは可能でしょうか。	料金の決定プロセスについては、P別紙111のとおり、「収益施設の利用料金等については、近畿地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格を踏まえて定める。なお、利用状況等を踏まえて、曜日や季節等によって異なる料金を設定することも可能とする。施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に近畿地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。」とします。
8	別紙 収益施設等管理運営規定書(案) 個別仕様書 P別紙145 第4章 第24条 自主事業における行催事等	10. 自主事業における協賛金の実費用の留意点として、「なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称は一切表示できない。」の箇所を削除いただきたい。	ご意見のとおり修正します。

「R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見および回答

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
9		入札公告後の質問(申請・企画書・積算)に対する回答期限について、できるだけ早めの回答をいただきたい。		ご意見参考にさせていただきます。
10	実施要項 入札実施要項(案) 3.3配置予定者の業務実績に関する要件 P30 表8 配置予定者の業務実績等に関する要件 および別紙・別添のうち上記項目に付帯する部分	当該業務の配置予定者となる総括責任者および各業務責任者については、国土交通省と大阪府・京都府の職員及び退職者・退職予定者の配置を禁ずべき。		ご意見参考にさせていただきます。